

公益社団法人山梨県私学教育振興会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人山梨県私学教育振興会(以下「振興会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 振興会は、主たる事務所を山梨県甲府市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 振興会は、山梨県内における私立学校教育の充実及び振興を図るとともに、県民の修学機会を確保するための支援を行い、もって山梨県における教育文化の高揚に資することを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 振興会は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 私立学校法第3条に規定する学校法人が山梨県内に設置する幼稚園、認定こども園、小学校、中学校及び高等学校における教育環境の充実及び向上のための資金貸付事業
- (2) 私立学校法第3条に規定する学校法人が山梨県内に設置する幼稚園、認定こども園、小学校、中学校及び高等学校における私立学校教職員共済法第14条第1項に定める教職員等の退職手当支給に必要な資金を当該教職員等の学校法人に給付する事業
- (3) 私立学校法第3条に規定する学校法人が山梨県内に設置する幼稚園、認定こども園、小学校、中学校及び高等学校の教職員に対する専門的知識、技能等の普及及び人材育成を行う事業

2 前項の事業については、山梨県において行うものとする。

(その他の事業)

第5条 振興会は、公益目的事業の推進に資するため、必要に応じて次の事業を行う。

- (1) 私立学校間の相互協力を推進する事業
- (2) 私立学校の運営の改善強化に関する事業
- (3) 私立学校の上部団体及びその他の教育機関との連絡調整の事業
- (4) 私立学校の教職員の福利厚生事業
- (5) 山梨県私立幼稚園保護者会連合会及び山梨県私立中学高等学校PTA連合会の事務局の業務
- (6) 私立学校の教育環境の改善を図るための事業

(7) その他前各号に定める事業に関連する事業

第3章 会 員

(種 別)

第6条 振興会の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 山梨県内に幼稚園、認定こども園、小学校、中学校及び高等学校を設置している私立学校法第3条に定める学校法人及びその他の団体又は個人で、振興会の目的に賛同して入会したもの
- (2) 賛助会員 振興会の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 振興会に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者

2 前項の会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(入 会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

2 入会は、総会において定める入会及び退会規程に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、振興会の活動に必要な経費に充てるため、総会において定める会費規程に基づき入会金及び会費(以下「会費等」という。)を支払わなければならない。

2 賛助会員は、会費規程に定めるところにより賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 解散したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 1年間分以上の会費等を滞納したとき。
- (5) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (6) 死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (7) 総正会員の同意があったとき。

(退 会)

第10条 正会員及び賛助会員は、入会及び退会規程に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、当該会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会

において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 振興会の定款、規則又は規程に違反したとき。
- (2) 振興会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、当該会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、振興会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 振興会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費等、賛助会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般法上の社員総会とする。
- 3 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。但し正会員が私立学校法第3条で定める学校法人であるときは、山梨県内に設置する幼稚園、認定こども園、小学校、中学校及び高等学校の数と同数とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 定款の変更
- (3) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (4) 入会の基準並びに会費等及び賛助会費の金額
- (5) 会員の除名
- (6) 重要な財産の処分又は譲受け
- (7) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (9) 理事会において総会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般法に規定する事項及びこの定款に定める事項

2 前項の規定にかかわらず、個々の総会においては、第16条第3項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第15条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 定時総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 総正会員の10分の1以上から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

(招 集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、開催日の1週間（書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは2週間）前までに会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面により通知を発しなければならない。

(議 長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

2 議長は、出席正会員の中から議事録署名人を2名以上選任する。

(定足数)

第18条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第19条 総会の決議は、一般法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は正会員として決議に加わることはできない。

(書面議決等)

第20条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法により議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長及びその総会において選任された議事録署名人は、前項の議事録に記名押印するものとする。

第5章 役 員

(種類及び定数)

第22条 振興会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内
 - (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長、4名以内を副理事長とする。
 - 3 前項の理事長をもって一般法上の代表理事とし、副理事長をもって同法上の業務執行理事とする。
- (選任等)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 理事のうちには、理事のいずれか1名とその親族その他特別の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれてはならない。監事についても、同様とする。
- 4 監事には、振興会の理事及び振興会の使用人が含まれてはならない。また、監事は、相互に親族その他特別の関係があってはならない。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。監事についても、同様とする。ただし他の同一の団体であっても公益社団法人、公益財団法人又はこれに準ずる者は除かれる。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、振興会の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、振興会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、振興会の業務を執行する。
- 4 理事長及び副理事長の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 5 理事長及び副理事長は、事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
- 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

5 監事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し理事会の招集を請求することができる。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接、理事会を招集することができる。

(任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 増員により選任された理事及び監事の任期は、他の在任する理事及び監事の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、第22条第1項に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第27条 理事及び監事は、いつでも総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、会員以外から選任する理事及び監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 理事及び監事に対して、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする振興会の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする振興会との取引

(3) 振興会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において振興会と当該理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(賠償責任の一部免除)

第30条 振興会は、一般法第111条第1項に規定する理事又は監事の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任額から法令に定

める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(設置)

第31条 振興会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規則・規程の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか振興会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長及び副理事長の選任及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 第30条の賠償責任の免除

3 振興会が保有する租税特別措置法第40条第1項後段の適用を受けた出資について、その出資に係る議決権を行使する場合には、予め理事会において理事総数の3分の2以上の承認を要するものとする。

(種類及び開催)

第33条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度4回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第25条第5項の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、副理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、副理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第37条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第24条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

2 理事長が欠席したときは、出席した理事及び監事は議事録に記名押印しなければならない

ない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、理事長の選任に係る議事については、出席した理事及び監事はその議事録に記名押印しなければならない。

第7章 基金

(基金の拠出)

第41条 振興会は、正会員又は第三者に対し、一般法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の取扱い)

第42条 基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会が別に定める基金取扱規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第43条 振興会は、第57条による解散のときまで基金をその拠出者に返還しないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず振興会は、次条に定める基金の返還の手続により、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

- 3 振興会に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡並びに質入及び信託することはできないものとする。

(基金の返還の手続)

第44条 基金の返還は、定時総会の決議に基づき、一般法第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

- 2 前条第2項の基金の返還の手続については、理事会の決議により定めるものとする。

(代替基金の積立)

第45条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取り崩しを行わないものとする。

第8章 財産及び会計

(財産の種別)

第46条 振興会の財産は、基本財産及びその他の財産の2種とする。

- 2 基本財産は、振興会の目的である事業を行うために理事会で定めた財産とする。

- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第47条 基本財産について振興会は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において、議決に加わることのできる理事の3分の2以上の議決を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第48条 振興会の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会が別に定める財産管理運用規程による。

(事業年度)

第49条 振興会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第50条 振興会の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下「収支予算書等」という。)は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

3 第1項の収支予算書等については、当該事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。

(事業報告及び決算)

第51条 振興会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時総会において承認を得るものとする。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の付属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類については、毎事業年度の経過後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 振興会は、第1項の定時総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置かなければならない。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の分配の禁止)

第52条 振興会は、剰余金の分配は行わない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第53条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第51条第4項第3号の書類に記載するものとする。

(会計原則等)

第54条 振興会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 振興会の会計処理に関し必要な事項は、理事会が別に定める経理規程による。
- 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会が別に定める特定費用準備資金等取扱規程による。

第9章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第55条 この定款は、第59条の規定を除き、総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

- 2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。
- 3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第56条 振興会は、総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般法上の法人との合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第57条 振興会は、一般法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の4分の3以上の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第58条 振興会が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、総会の決議により、これに相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に同法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第59条 振興会が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、振興会と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは認定法第5条第17号に規定する

法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 部 会

(部 会)

第60条 振興会の事業を推進するために、必要に応じて部会を置く。

2 各部会の業務に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 事務局

(事務局)

第61条 振興会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の事務職員を置く。

3 事務局長及び事務職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第62条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める機関（理事会及び総会）の議事に関する書類

(6) 財産目録

(7) 事業計画書及び収支予算書

(8) 事業報告及び計算書類等

(9) 監査報告

(10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第63条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第63条 振興会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会が別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第64条 振興会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 公告の方法

(公 告)

第65条 振興会の公告は、電子公告による。

- 2 やむを得ない事由により、前項の電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第14章 委 任

(委 任)

第66条 この定款に定めるもののほか、振興会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第49条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の登記の日に就任する理事及び監事は、次のとおりとする。

理 事	渡邊 弘
理 事	田中正信
理 事	川手佳彦
理 事	遠藤武人
理 事	山口博伸
理 事	伊藤祐寛
理 事	三井貴子
理 事	山内紀幸
理 事	鈴木信行
理 事	上田京介
理 事	鷹野秀樹
理 事	森屋 宏
理 事	井口 太
理 事	深澤 壽

理 事 山本哲也

監 事 三浦義正

監 事 後藤 茂

監 事 鶴見弘道

4 この法人の最初の理事長は、川手佳彦とする。

附則

この定款は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この定款は、平成29年3月25日から施行し、平成28年度から適用する。

附則

この定款は、平成31年3月19日から施行し、平成30年6月20日から適用する。

附則

この定款は、令和4年6月28日から施行する。

附則

この定款は、令和5年3月17日から施行する。